

第5期

あわらし市障害福祉計画

第1期

あわらし市障害児福祉計画

平成30(2018)年度～平成32(2020)年度

平成30年3月

あわらし市

目 次

第1節	計画の基本的な考え方	1
1	計画の推進のために	1
2	計画の基本理念	1
3	計画の位置づけ	1
4	計画期間	2
5	計画の策定体制	2
第2節	あわら市の障害者の現状	3
1	障害のある人を取り巻く現状	3
	人口の推移	3
	障害者数の推移	3
	身体障害者の状況	4
	知的障害者の状況	5
	精神障害者の状況	7
	特別支援教育の状況	8
	特定疾患（難病）者の状況	9
	障害者総合支援法に基づく認定等の状況	15
	障害福祉サービス別利用事業所の状況	17
第3節	計画の数値目標	19
1	障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標	19
	施設入所者の地域生活への移行	19
	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	19
	地域生活支援拠点等の整備	19
	福祉施設から一般就労への移行	20
	就労移行支援事業の利用者数	20
	就労移行支援事業所ごとの就労移行率	20
	職場定着率	21
2	障害児関係の目標	21
	児童発達支援センターの整備	22
	障害児支援事業所の整備	22

3	障害福祉サービスの見込量とその確保のための方策	24
	訪問系サービス見込量	24
	日中活動系サービス見込量	25
	居住系サービス見込量	26
	相談支援事業見込量	27
	見込量の確保のための具体的方策	28
4	地域生活支援事業の見込量とその確保のための方策	30
	地域生活支援事業見込量	31
	見込量の確保のための具体的方策	31
5	障害児支援の見込量とその確保のための方策	33
	障害児支援見込量	34
	見込量の確保のための具体的方策	34
第4節	計画推進のために	36
1	計画推進体制の整備と、実績の分析及び評価	36
資料	1 あわら市障害福祉計画策定委員会設置要綱	37
	2 あわら市障害福祉計画策定委員会委員名簿	38
	3 計画策定の経過	39

第1節 計画の基本的な考え方

1 計画の推進のために

障害者総合支援法は、地域福祉の実現を図ることで「自立と共生」の地域社会づくりを目指すことを基本として、障害種別（身体障害・知的障害・精神障害・難病者）にかかわらず障害者の自立支援を目的とした共通の福祉サービスが提供されるよう定めています。この法律に基づき、必要な障害福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるよう、市町村及び都道府県は障害福祉計画を策定しています。あわら市では、国の基本指針に則して、平成32（2020）年度末における目標値を設定し、各種福祉サービスの必要量を見込むとともに、あわら市の実情に応じたサービスを提供するための方策を「第5期あわら市障害福祉計画」として、また併せて児童福祉法第33条の20に基づく「第1期あわら市障害児福祉計画」として定めます。

2 計画の基本理念

この計画は、あわら市障害者福祉計画の基本理念「生涯を通して健やかに生きる」を継承します。

3 計画の位置づけ

この計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画として策定します。主に障害福祉サービス等の見込量とその確保のための方策を示す計画となりますが、平成28年度に策定したあわら市障害者福祉計画と相互に補完的な計画として位置づけます。この計画は、児童福祉法第33条の20に基づく市町村障害児福祉計画としても位置付けます。なお、この計画は、国の法令、県の共生社会条例やその他の条例、計画との整合性を図りながら「あわら市総合振興計画」に則した内容で策定します。

4 計画期間

この計画は「第5期障害福祉計画」として平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までを計画期間とします。なお、国の定める基本指針により、各年度における障害福祉計画の達成状況を点検及び評価することが必要となります。点検及び評価の結果、計画期間内に見直しが必要となった場合は、策定委員会での協議を行います。

5 計画の策定体制

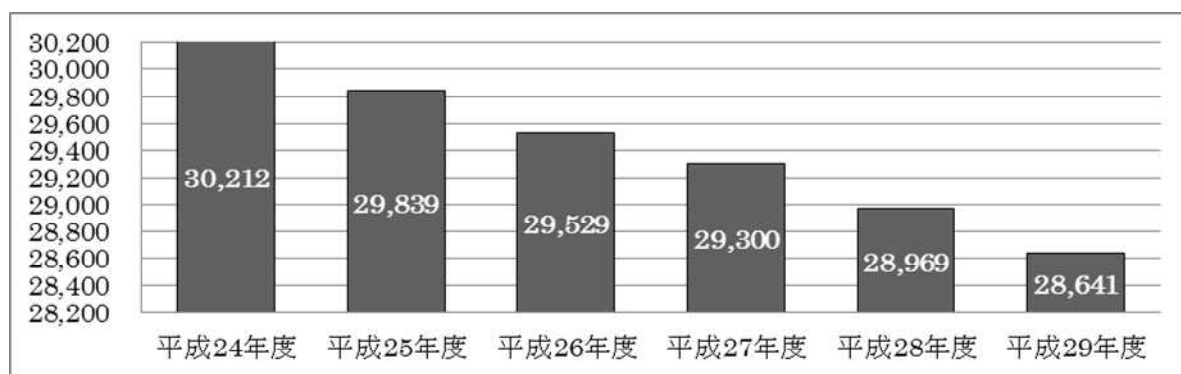
この計画の策定にあたっては、地域の実情に即した計画とするため、あわら市障害福祉計画策定委員会を設置し、学識経験者、障害のある人やその家族などの障害者団体、福祉関係者の意見を反映しています。

第2節 あわら市の現状

1 障害のある人を取り巻く現状

(1) 人口の推移

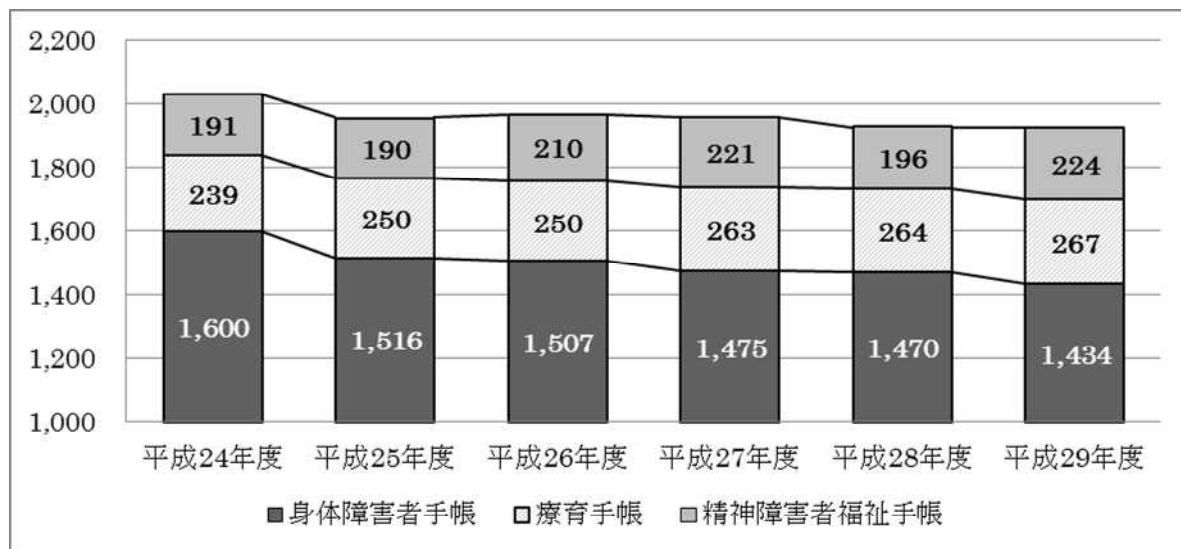
人口の推移をみると、減少傾向にあり、平成29年度には28,641人となっています。



資料：住民基本台帳及び外国人登録

(2) 障害者数の推移

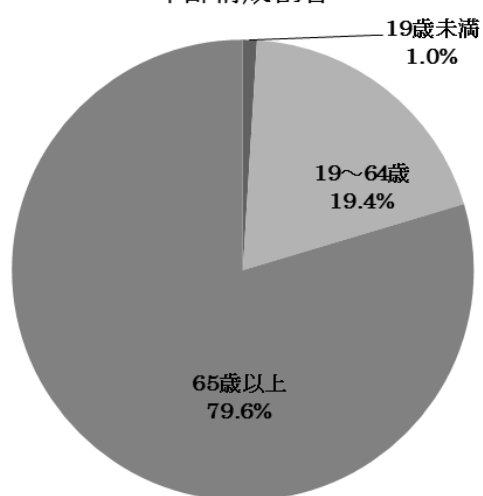
障害別手帳所有者の状況をみると、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあり、平成29年9月1日現在、身体障害者手帳は1,434人、療育手帳は267人、精神障害者保健福祉手帳は224人となっています。また、人口は減少傾向にありますが、障害者総数はほぼ横ばいとなっています。



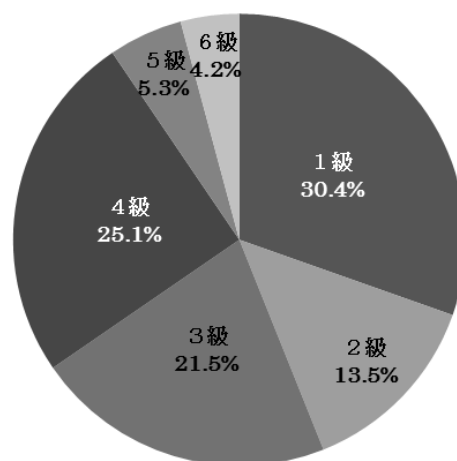
(3) 身体障害者の状況

平成29年9月1日現在、身体障害者手帳所有者の障害種別の割合は、肢体不自由57.9%、内部障害27.1%、聴覚障害7.3%、視覚障害6.8%、言語障害1.0%となっています。障害程度別では1級が最も多く、1、2級で全体の4割以上を占めています。手帳所持者の年齢構成では、65歳以上の高齢者の割合は全体の約8割となっています。

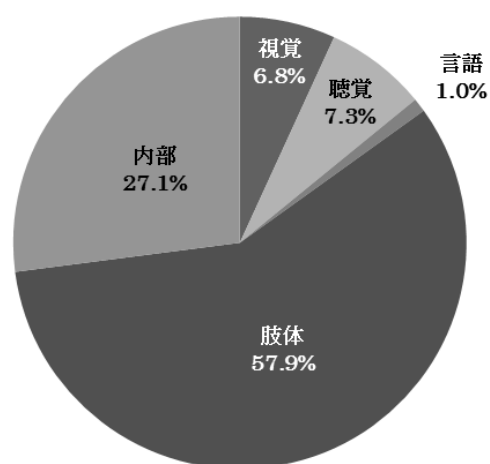
<年齢構成割合>



<障害程度別割合>



<障害種別割合>



障害種別・障害程度別の詳細

単位：人

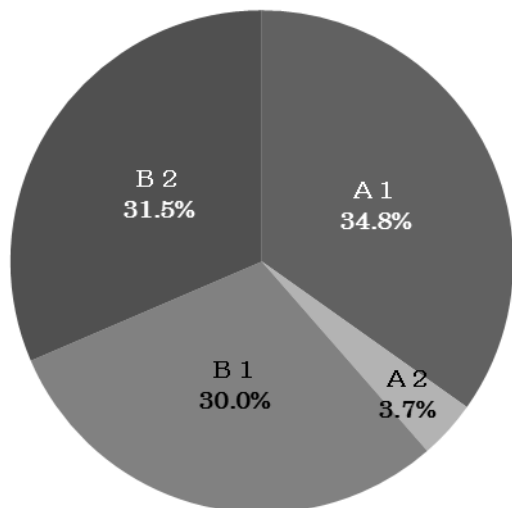
区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視 覚	42	33	5	6	11	1	98
聴 覚	8	18	12	38	1	27	104
平衡機能	0	0	0	0	0	0	0
音声・言語	2	0	4	8	0	0	14
上 肢	100	73	41	34	17	11	276
下 肢	17	34	138	214	39	19	461
上下肢	0	1	3	1	0	1	6
体 幹	25	24	17	0	8	0	74
運動機能(上肢)	6	2	1	0	0	1	10
運動機能(移動)	1	1	0	1	0	0	3
心 臓	156	0	47	15	0	0	218
腎 臓	65	0	18	2	0	0	85
呼 吸 器	6	2	15	0	0	0	23
膀胱・直腸	1	1	4	40	0	0	46
小 腸	0	0	0	0	0	0	0
免 疫	3	0	2	0	0	0	5
肝 臓	4	5	1	1	0	0	11
そ の 他	0	0	0	0	0	0	0
計	436	194	308	360	76	60	1,434

(4) 知的障害者の状況

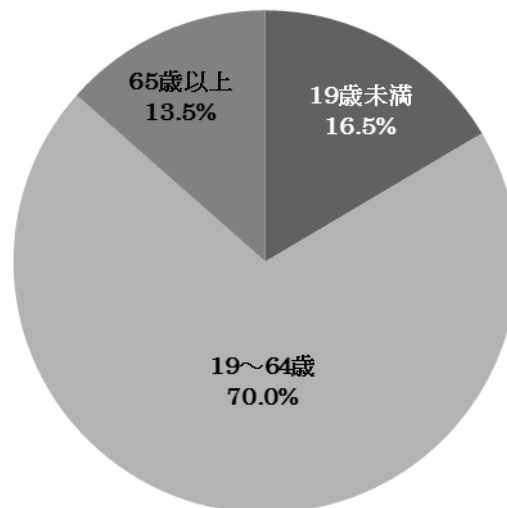
平成29年9月1日現在、療育手帳所有者の状況をみると、障害程度ではA1が最も多く、全体の34.8%を占め、次いでB2となっています。年齢構成では、19歳未

満が16.5%となっており、身体障害者や精神障害者の構成比と比較して割合が高くなっています。

<障害程度別割合>



<年齢構成割合>



障害程度別・年齢構成の詳細

単位：人

区分	A1	A2	B1	B2	計
0～6歳	0	0	2	6	8
7～12歳	5	1	2	7	15
13～15歳	1	0	1	3	5
16～18歳	0	0	5	11	16
19歳	1	0	1	1	3
20～29歳	13	0	15	15	43
30～39歳	20	2	6	18	46
40～41歳	23	0	18	16	57
50～59歳	13	3	11	4	31
60歳以上	17	4	19	3	43
計	93	10	80	84	267

(5) 精神障害者の状況

平成29年9月1日現在、精神障害者の状況をみると、手帳所持者障害程度では、2級が最も多く全体の68.8%を占めており、次いで3級となっています。なお、精神障害者保健福祉手帳の所持者に対して、通院医療費公費負担申請者数は1.5倍程度となっており、通院している人数に対して、手帳の所持率が低い傾向となっています。また、通院公費負担者数は、年々増加の傾向となっています。

障害程度別

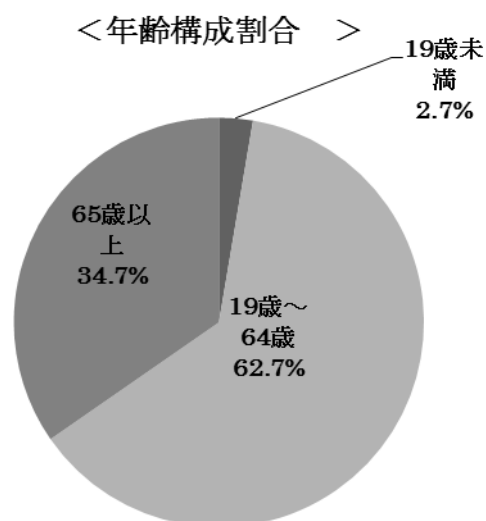
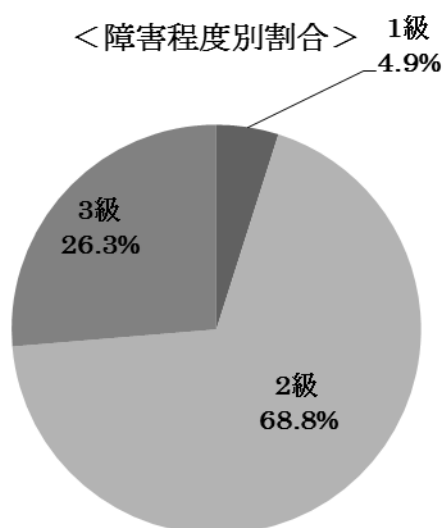
単位：人

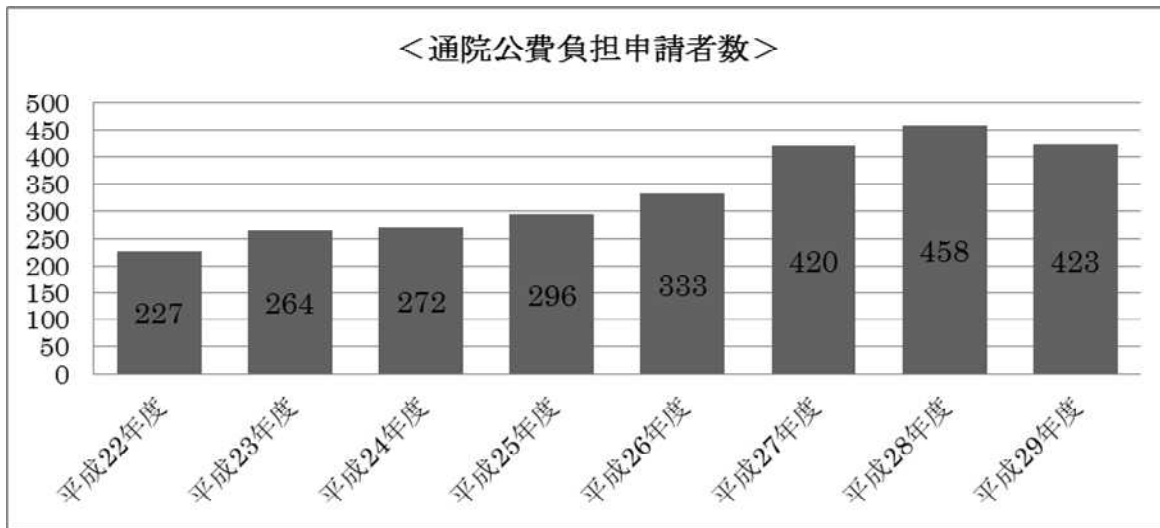
区 分	1級	2級	3級	計
人 数	11	154	59	224

年齢構成別

単位：人

年 齢	19歳未満	19歳～64歳	65歳以上	計
人 数	5	141	78	224





(6) 特別支援教育の状況

平成29年9月1日現在、特別支援学級児童生徒数は、小学校23人、中学校9人となっています。特別支援学校在籍者の状況は、ほぼ横ばいとなっています。

小中学校における特別支援学級の状況

年度	区分	学校別	学級数	全児童生徒数	特別支援学級数	特別支援学級児童生徒数	通級指導	通級指導
							実施校数	児童生徒数
平成27年度		小学校	71	1,355	5	13	4	14
		中学校	33	756	4	18	2	6
平成28年度		小学校	68	1,326	5	16	4	14
		中学校	31	696	4	15	2	7
平成29年度		小学校	66	1,304	7	23	3	18
		中学校	31	688	4	9	2	4

特別支援学校在籍者の状況

年度		嶺北特支	福井特支	福井東特支	福井大附属	盲学校	ろう学校
平成27年度	小学部	4	1	-	-	-	-
	中学部	3	-	-	-	-	-
	高等部	2	1	-	-	-	-
平成28年度	小学部	4	1	-	-	-	1
	中学部	2	-	-	-	-	-
	高等部	7	1	-	2	-	-
平成29年度	小学部	6	-	-	-	-	1
	中学部	1	1	-	-	-	-
	高等部	7	-	1	2	-	-

(7) 特定疾患(難病)者の状況

各年度4月1日現在 単位:人

	疾患名	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末
1	球脊髄性筋萎縮症			
2	筋萎縮性側索硬化症			
3	脊髄性筋萎縮症			1
4	原発性側索硬化症			
5	進行性核上性麻痺			2
6	パーキンソン病	31	29	37
7	大脳皮質基底核変性症	1	1	1
8	ハンチントン病			
9	神経有棘赤血球症			
10	シャルコー・マリー・トゥース病			1
11	重症筋無力症	5	6	6
12	先天性筋無力症候群			
13	多発性硬化症/視神経脊髄炎	4	4	4
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー			
15	封入体筋炎		1	1
16	クロウ・深瀬症候群			
17	多系統萎縮症	3	3	3
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	2	3	2
19	ライソゾーム病			
20	副腎白質ジストロフィー			
21	ミトコンドリア病			
22	もやもや病	4	4	3
23	プリオン病			
24	亜急性硬化性全脳炎			
25	進行性多巣性白質脳症			
26	HTLV-1関連脊髄症			
27	特発性基底核石灰化症			
28	全身性アミロイドーシス	2	2	2
29	ウルリッヒ病			
30	遠位型ミオパチー			
31	ベスレムミオパチー			
32	自己貪食空胞性ミオパチー			
33	シュワルツ・ヤンベル症候群			
34	神経線維腫症	1	2	2
35	天疱瘡			
36	表皮水疱症			
37	膿疱性乾癬(汎発型)			1
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群			
39	中毒性表皮壊死症	1	1	1
40	高安動脈炎	1	1	2
41	巨細胞性動脈炎			
42	結節性多発動脈炎			
43	顕微鏡的多発血管炎			
44	多発血管炎性肉芽腫症	1	1	1
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症			
46	悪性関節リウマチ	3	1	1
47	バージャー病	2	2	2
48	原発性抗リン脂質抗体症候群			
49	全身性エリテマトーデス	20	19	19
50	皮膚筋炎/多発性筋炎	6	5	6

51	全身性強皮症	5	5	5
52	混合性結合組織病	3	3	4
53	シェーグレン症候群	1	1	1
54	成人スチル病		1	1
55	再発性多発軟骨炎			
56	ベーチェット病	6	6	5
57	特発性拡張型心筋症	3	3	2
58	肥大型心筋症	3	3	1
59	拘束型心筋症			
60	再生不良性貧血			
61	自己免疫性溶血性貧血			
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症			
63	特発性血小板減少性紫斑病	8	8	9
64	血栓性血小板減少性紫斑病			
65	原発性免疫不全症候群	2	2	2
66	IgA 腎症		2	2
67	多発性嚢胞腎	1	5	5
68	黄色靱帯骨化症	4	4	5
69	後縦靱帯骨化症	18	19	20
70	広範脊柱管狭窄症	3	3	2
71	特発性大腿骨頭壊死症	4	6	5
72	下垂体性ADH分泌異常症	1	1	1
73	下垂体性TSH分泌亢進症			
74	下垂体性PRL分泌亢進症			
75	クッシング病			
76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症			
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	1	1	1
78	下垂体前葉機能低下症	2	2	3
79	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)			
80	甲状腺ホルモン不応症			
81	先天性副腎皮質酵素欠損症			
82	先天性副腎低形成症			
83	アジソン病			
84	サルコイドーシス	18	18	17
85	特発性間質性肺炎	2	3	6
86	肺動脈性肺高血圧症			
87	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症			
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	1	1	1
89	リンパ脈管筋腫症			
90	網膜色素変性症	13	13	12
91	バッド・キアリ症候群			
92	特発性門脈圧亢進症			
93	原発性胆汁性肝硬変	5	5	
94	原発性硬化性胆管炎			
95	自己免疫性肝炎		2	2
96	クローン病	9	10	10
97	潰瘍性大腸炎	38	38	42
98	好酸球性消化管疾患			
99	慢性特発性偽性腸閉塞症			
100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症			

101	腸管神経節細胞僅少症			
102	ルビンシュタイン・テイビ症候群			
103	CFC症候群			
104	コステロ症候群			
105	チャージ症候群			
106	クリオピリン関連周期熱症候群			
107	全身型若年性特発性関節炎	1	1	1
108	TNF受容体関連周期性症候群			
109	非典型溶血性尿毒症症候群			
110	ブラウ症候群			
111	先天性ミオパチー			
112	マリネスコ・シェーグレン症候群			
113	筋ジストロフィー		2	1
114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群			
115	遺伝性周期性四肢麻痺			
116	アトピー性脊髄炎			
117	脊髄空洞症			
118	脊髄髄膜瘤			
119	アイザックス症候群			
120	遺伝性ジストニア			
121	神経フェリチン症			
122	脳表ヘモジデリン沈着症			
123	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症			
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症			
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症			
126	ペリー症候群			
127	前頭側頭葉変性症			
128	ピッカースタッフ脳幹脳炎			
129	痙攣重積型(二相性)急性脳症			
130	先天性無痛無汗症			
131	アレキサンダー病			
132	先天性核上性球麻痺			
133	メピウス症候群			
134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群			
135	アイカルディ症候群			
136	片側巨脳症			
137	限局性皮質異形成			
138	神経細胞移動異常症			
139	先天性大脳白質形成不全症			
140	ドラベ症候群			
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん			
142	ミオクロニー欠神てんかん			
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん			
144	レノックス・ガストー症候群			
145	ウエスト症候群			
146	大田原症候群			
147	早期ミオクロニー脳症			
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん			
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群			
150	環状20番染色体症候群			

151	ラスムッセン脳炎			
152	PCDH19関連症候群			
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎			
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症			
155	ランドウ・クレフナー症候群			
156	レット症候群			
157	スタージ・ウェーバー症候群			
158	結節性硬化症			
159	色素性乾皮症			
160	先天性魚鱗癬			
161	家族性良性慢性天疱瘡			
162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)			1
163	特発性後天性全身性無汗症			
164	眼皮膚白皮症			
165	肥厚性皮膚骨膜炎			
166	弾性線維性仮性黄色腫			
167	マルファン症候群			
168	エーラス・ダンロス症候群			
169	メンケス病			
170	オクシピタル・ホーン症候群			
171	ウィルソン病			
172	低ホスファターゼ症			
173	VATER症候群			
174	那須・ハコラ病			
175	ウィーバー症候群			
176	コフィン・ローリー 症候群			
177	有馬症候群			
178	モワット・ウィルソン症候群			
179	ウィリアムズ症候群			
180	ATR - X症候群			
181	クルーゾン症候群			
182	アペール症候群			
183	ファイファー症候群			
184	アントレー・ビクスラー症候群			
185	コフィン・シリズ症候群			
186	ロスムンド・トムソン症候群			
187	歌舞伎症候群			
188	多脾症候群			
189	無脾症候群			
190	鰓耳腎症候群			
191	ウェルナー症候群			
192	コケイン症候群			
193	ブラダー・ウィリ症候群			
194	ソトス症候群			
195	ヌーナン症候群			
196	ヤング・シンブソン症候群			
197	1p36欠失症候群			
198	4p欠失症候群			
199	5p欠失症候群			
200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群			

201	アンジェルマン症候群			
202	スミス・マギニス症候群			
203	22q11.2欠失症候群			
204	エマヌエル症候群			
205	脆弱X症候群関連疾患			
206	脆弱X症候群			
207	総動脈幹遺残症			
208	修正大血管転位症			
209	完全大血管転位症			
210	単心室症			
211	左心低形成症候群			
212	三尖弁閉鎖症			
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症			
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症			
215	ファロー四徴症			
216	両大血管右室起始症			
217	エプスタイン病			
218	アルポート症候群			
219	ギャロウェイ・モウト症候群			
220	急速進行性糸球体腎炎			
221	抗糸球体基底膜腎炎			
222	一次性ネフローゼ症候群			3
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎			
224	紫斑病性腎炎			
225	先天性腎性尿崩症			
226	間質性膀胱炎(ハンナ型)			
227	オスラー病			
228	閉塞性細気管支炎			
229	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)			
230	肺胞低換気症候群			
231	1-アンチトリプシン欠乏症			
232	カーニー複合			
233	ウォルフラム症候群			
234	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)			
235	副甲状腺機能低下症			
236	偽性副甲状腺機能低下症			
237	副腎皮質刺激ホルモン不応症			
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症			
239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症			
240	フェニルケトン尿症			
241	高チロシン血症1型			
242	高チロシン血症2型			
243	高チロシン血症3型			
244	メーブルシロップ尿症			
245	プロピオン酸血症			
246	メチルマロン酸血症			
247	イソ吉草酸血症			
248	グルコーストランスポーター1欠損症			
249	グルタル酸血症1型			
250	グルタル酸血症2型			

251	尿素サイクル異常症			
252	リジン尿性蛋白不耐症			
253	先天性葉酸吸収不全			
254	ポルフィリン症		1	1
255	複合カルボキシラーゼ欠損症			
256	筋型糖原病			
257	肝型糖原病			
258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症			
259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症			
260	シトステロール血症			
261	タンジール病			
262	原発性高カイロミクロン血症			
263	脳腱黄色腫症			
264	無リポタンパク血症			
265	脂肪萎縮症			
266	家族性地中海熱			
267	高IgD症候群			
268	中條・西村症候群			
269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群			
270	慢性再発性多発性骨髄炎			
271	強直性脊椎炎			1
272	進行性骨化性線維異形成症			
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症			
274	骨形成不全症			
275	タナトフォリック骨異形成症			
276	軟骨無形成症			
277	リンパ管腫症/ゴーハム病			
278	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)			
279	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)			
280	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)			
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群			
282	先天性赤血球形成異常性貧血			
283	後天性赤芽球癆			
284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血			
285	ファンコニ貧血			
286	遺伝性鉄芽球性貧血			
287	エプスタイン症候群			
288	自己免疫性出血病XIII			
289	クロンカイト・カナダ症候群			
290	非特異性多発性小腸潰瘍症			
291	ヒルシュスプルング病(全結腸型又は小腸型)			
292	総排泄腔外反症			
293	総排泄腔遺残			
294	先天性横隔膜ヘルニア			
295	乳幼児肝巨大血管腫			
296	胆道閉鎖症			
297	アラジール症候群			
298	遺伝性睥炎			
299	嚢胞性線維症			
300	IgG4関連疾患			

301	黄斑ジストロフィー			
302	レーベル遺伝性視神経症			
303	アッシャー症候群			
304	若年発症型両側性感音難聴			
305	遅発性内リンパ水腫			
306	好酸球性副鼻腔炎			
計		239	254	270

(8) 障害者総合支援法に基づく認定等の状況

平成18年10月1日の自立支援法の完全施行後、平成23年10月、平成26年4月の改正を経て、現在、障害福祉サービス等の申請を行い、障害支援区分認定等にて受給者証を交付した数は、平成29年10月1日現在、次のとおりとなっています。支給決定者数は269人、そのうち障害支援区分認定を行ったのは166人(61.7%)です。障害種類別では、知的障害が115人(42.7%)、次いで精神障害が77人(28.6%)、身体障害が62人(23.0%)となっています。

平成29年10月1日現在の障害福祉サービス等の利用状況

障害種類別

単位:人

区 分	人 数
身体障害	62
身体障害・知的障害	10
身体障害・精神障害	1
精神障害	77
知的障害	115
知的障害・精神障害	3
身体障害・知的障害・精神障害	1
計	269

障害支援区分別

単位:人

区 分	人 数
区分 1	9
区分 2	36
区分 3	28
区分 4	22
区分 5	26
区分 6	45
計	166

(参考)平成28年4月1日現在の障害福祉サービス等の利用状況

障害種類別

単位:人

区 分	人 数
身体障害	57
身体障害・知的障害	10
身体障害・精神障害	1
精神障害	65
知的障害	110
知的障害・精神障害	4
身体障害・知的障害・精神障害	1
計	248

障害支援区分別

単位:人

区 分	人数
区分 1	7
区分 2	30
区分 3	30
区分 4	18
区分 5	23
区分 6	43
計	151

障害福祉サービス別利用事業所の状況（平成29年4月1日現在）

サービスの種類	所在地	坂井地区内	所在地	県内	所在地	県外					
居宅介護	あわら市	あわら市金津雲雀ヶ丘寮訪問介護	福井市	訪問介護まごの手福井							
		ヘルパーステーションさんぽーむ		ホットライン・ケアサポートセンターたんぼぼ							
		ハスの実ヘルパーステーションともに 訪問介護事業所ケアサービスつるかめ									
行動援護	あわら市	ハスの実ヘルパーステーションともに									
	坂井市	夕日ヘルパーステーション									
同行援護	坂井市	しいのみホームヘルプ事業所	福井市	ホットライン・ケアサポートセンターたんぼぼ							
療養介護	あわら市	国立病院機構 あわら病院			石川県	国立病院機構 医王病院 国立病院機構 石川病院					
生活介護	あわら市	金津サンホーム	福井市	げんきの家							
		基準該当		デイサービスセンターあわらサンホーム			足羽更生園				
		ハスの実の家 のびのび広場		ライフカレッジあけぼの							
		ハスの実の家 はつらつ広場		凧の里							
		Cネットふくい あわら事業所		九頭竜ワークショップ 七瀬の郷							
		クリーンネット金津		若越ひかりの村							
		国立病院機構 あわら病院あおば		大野市			希望園				
		坂井市		かすみが丘学園 ライフセンターかすみ			むつみ園				
		かすみが丘学園 ハーモニーかすみ		勝山市			九頭竜ワークショップ 上野の郷				
		基準該当		トゥモローズリハビリテーション 木の花			越前町	光道園 ライトワークセンター			
		基準該当		デイサービスセンターさかい生喜庵				光道園 光が丘ワークセンター			
		はるえ生活介護事業所		越前市			若越みどりの村				
		短期入所		あわら市			金津サンホーム	福井市	足羽学園 短期入所事業		
							国立病院機構 あわら病院		足羽ワークセンター ひまわりの家		
							ハスの実の家 ステップハウス		げんきの家		
	坂井市	かすみが丘学園 ライフかすみ									
施設入所支援	あわら市	金津サンホーム	福井市	足羽更生園							
	坂井市	かすみが丘学園 ライフかすみ		九頭竜ワークショップ 七瀬の郷							
				若越ひかりの村							
			大野市	希望園							
				むつみ園							
			勝山市	九頭竜ワークショップ 上野の郷							
			越前市	若越みどりの村							
			越前町	光道園 ライトワークセンター							
				光道園 光が丘ワークセンター							
	共同生活援助 (グループホーム)	あわら市	ハスの実ホーム ハッピー	福井市	足羽ワークセンター ひまわりの家	石川県	長久会グループホーム				
ハスの実ホーム すまいる			松原病院 コーポひびき								
ハスの実ホーム 友歌里			グループホーム「四ツ葉荘」								

		ハスの実ホーム 海と空		やすらぎの家		
		ハスの実ホーム あかつき		島寺ほーむ		
		ハスの実ホーム のぞみ		みどりの森社会復帰センターこもれび		
		ハスの実ホーム あおぞら	大野市	うぐいす		
		Cネットふくい ケアホーム「たつかわ寮」	永平寺町	みどりの森社会復帰センターこもれび		
		Cネットふくい ケアホーム「にしやま寮」				
	坂井市	Cネットふくい ケアホーム「まち中ホーム」				
		しいのみ いぬいほーむ				
		かすみが丘学園 コスモスホーム				
自立訓練			福井市	足羽ワークセンター		
				生活訓練やわらぎ		
				ハウスやわらぎ(宿泊型自立訓練)	石川県	ピアハウス
就労移行支援	あわら市	あすなる	福井市			
	坂井市	障害者就労支援事業所つづきの家				
		はんだか就労支援事業所				
就労継続支援A型	あわら市	Cネットふくい あわら事業所	福井市	株式会社O・H・C	石川県	山中温泉 山ノ上
		ハッピーワークあわら温泉		エイティーンズ物流加工		
		株式会社ひなた工房		ほのぼのハーツふくい事業所		
		農楽里		ネクスタス株式会社ネクステクノ		
	坂井市	Cネットふくい 丸岡南中事業所				
		エイティーンズ加工 丸岡工場				
		ありがとう福井株式会社				
就労継続支援B型	あわら市	ハスの実の家 わくわくワーク	福井市	就労支援センターあおい		
		ピアファーム		足羽ワークセンター		
		クリーンネット金津		みどりの森社会復帰センタージョブガーデン		
		株式会社ひなた工房		就労継続支援B型事業所「ハートワーク」		
	坂井市	就労支援センターワークかすみ		若越ひかりの村		
		スマイル農園	大野市	多機能型事業所ほっと		
			勝山市	九頭竜ワークショップ就労支援事業所		
児童発達支援	あわら市	あわら病院重症心身障害児(者)在宅支援事業所あおば	福井市	平谷こども発達クリニック		
				ぼると		
	坂井市	子ども発達支援センターこぶし園		児童発達支援センターつばさ		
				子ども発達支援センターフレンズあすわ		
				Orange Kids Care Lab		
				あこおる		
放課後等デイサービス	あわら市	あわら病院重症心身障害児(者)在宅支援事業所あおば	福井市	平谷こども発達クリニック 発達支援室		
				平谷こども発達クリニック 放課後等デイサービス事業所		
	坂井市	放課後デイサービス等事業 すまいる		ぼると		
		多機能型支援センター すまいる		指定通所支援事業所わっくる		
		子ども発達支援センターこぶし園		あこおる		
保育所等訪問支援	坂井市	子ども発達支援センターこぶし園	福井市	ぼると		

第3節 計画の数値目標

1 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、平成28(2016)年度末時点において福祉施設に入所している障害者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム(共同生活援助)一般住宅等に移行する者の数を見込み、平成32(2020)年度末における地域生活移行者数及び、施設入所者数の目標値を設定します。

国の基本指針では、平成28(2016)年度末時点の施設入所者数の9%以上を地域生活へ移行することとし、平成32(2020)年度末の施設入所者数を平成28(2016)年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本ととしています。

項目	数値	考え方
平成28(2016)年度末の入所者数(A)	40人	平成28(2016)年度末の入所者数
目標年度入所者数(B)	36人	平成32(2020)年度末時点の利用人員見込み者数
【目標値】 削減見込(A)-(B)	4人 -10%	差引減少見込数(減少割合)
【目標値】地域移行者数	4人	施設入所からグループホーム等に移行した者の数

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指して、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置を進めます。

国の基本指針では、市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本としています。市町村単位での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えないとしています。

項目	数値
平成32(2020)年度末の設置数	1箇所

(3) 地域生活支援拠点等の整備

障害者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等の整備を進めます。拠点整備の中には、基幹相談支援センターの整備も含まれます。

国の基本指針では、障害者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点（居住支援機能と地域支援機能の一体的なもの）等を、各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とするとしています。

項目	数値
平成32(2020)年度末の拠点数	1箇所

(4) 福祉施設から一般就労への移行

障害のある人の就労支援を進める観点から、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成32(2020)年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。

国の基本指針では、平成28(2016)年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本とするとしています。

項目	数値	考え方
平成28(2016)年度の一般就労移行者数	3人	平成28(2016)年度において福祉施設を退所し一般就労した者の数
【目標値】 一般就労移行者数	5人	平成32(2020)年度において福祉施設を退所し一般就労する者の数

(5) 就労移行支援事業の利用者数

これまでの実績を踏まえて、平成32(2020)年度末における就労移行支援事業の利用者の目標値を設定します。

国の基本指針では、平成28(2016)年度末における利用者数の2割以上増加することを目指すものとしています。

項目	数値	考え方
平成28(2016)年度末の 就労移行支援事業利用者数	3人	平成28(2016)年度末における就労移行支援事業 利用者数
【目標値】 就労移行支援事業利用者数	6人	平成32(2020)年度末における就労移行支援事業 利用者数

(6) 就労移行支援事業 事業所ごとの就労移行率

これまでの実績を踏まえて、平成32(2020)年度末における就労移行支援事業所の就労移行率の目標値を設定します。市内には就労移行事業所が2つあります。

国の基本指針では、就労移行率3割以上である就労移行支援事業所を、平成32年度末までに全体の5割以上とすることを目指すものとしています。

項目	数値	考え方
平成28(2016)年度末の 一般就労率3割以上の事業所数	1事業所	平成28(2016)年度末における就労移行支援事業 の一般就労移行率3割以上の事業所数
【目標値】 全体の5割以上	2事業所	平成32(2020)年度末における就労移行支援事業 の一般就労移行率3割以上の事業所数

(7) 職場定着率

就労定着支援事業による支援開始後の職場定着率について、目標値を設定します。

項目	数値	考え方
就労定着新事業による支援開始 1年後の職場定着率	50%	平成31(2019)年度末
就労定着新事業による支援開始 1年後の職場定着率	80%	平成32(2020)年度末

2 障害児関係の目標

(1) 児童発達支援センターの整備

国の基本指針では、平成 32（2020）年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 カ所以上設置することを基本としています。

障害児の発達に関する相談支援の拠点等の整備を進めます。

項 目	数 値
平成 3 2 (2020) 年度末の拠点数	1 箇所

（ 2 ） 障害児支援事業所の整備

国の基本指針では、平成 32（2020）年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本としています。

国の基本指針では、平成 32（2020）年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 カ所確保することを基本としています。なお、圏域での確保であっても差し支えないとしています。

国の基本指針では、平成 30（2018）年度末までに、各都道府県、各圏域及び市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することを基本としています。なお、圏域での設置であっても差し支えないとしています。

障害児支援に関する事業所等の整備を進めます。

項 目	項 目	数 値
保育所等訪問支援事業所	平成 3 2 (2020) 年度末の設置数	1 箇所

児童発達支援事業所 (主に重症心身障害児対象)	平成32(2020)年度末の設置数	1箇所
放課後等デイサービス事業所 (主に重症心身障害児対象)	平成32(2020)年度末の設置数	1箇所
医療的ケア児支援のための 関係機関の協議の場	平成30(2018)年度末の設置数	1箇所
医療的ケア児に対する関連分野の 支援を調整するコーディネーター	平成32(2020)年度末の設置数	1人

3 障害福祉サービスの見込量とその確保のための方策

平成 32（2020）年度までの障害福祉サービス見込については、現在の利用実績、障害者等のサービスの利用に関する意向、心身の状況等を勘案し見込んでいます。

（1）訪問系サービス見込量

居宅介護

自宅での入浴や排せつ、食事の介護など、在宅での生活全般にわたる介護サービスを行います。

重度訪問介護

重度の肢体不自由があり常に介護が必要な人に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的に行います。

同行援護

視覚障害により、屋内外の移動などに著しい困難を有する人に同行し、移動に必要な情報提供や移動の援護、代読や代筆などの必要な援助を行います。

行動援護

知的障害又は精神障害により、行動が困難で常に介護の必要な人に、外出時の移動支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行います。

重度障害者等包括支援

常時介護を必要とする障害者等で、意思疎通を図ることに支障があったり、寝たきりの状態にある人、知的障害または精神障害により行動上の困難のある人に包括的な支援を行います。

(年間利用時間・実利用者数)

種類	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護	335 時間/月	333 時間/月	375 時間/月	417 時間/月	450 時間/月	450 時間/月	450 時間/月
	48 人	43 人	45 人	49 人	50 人	50 人	50 人
重度訪問介護	0 時間/月	0 時間/月	0 時間/月	0 時間/月	0 時間/月	0 時間/月	0 時間/月
	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
同行援護	212 時間/月	94 時間/月	95 時間/月	100 時間/月	100 時間/月	100 時間/月	100 時間/月
	13 人	12 人	12 人	13 人	13 人	13 人	13 人
行動援護	6 時間/月	3 時間/月	2 時間/月	2 時間/月	6 時間/月	6 時間/月	6 時間/月
	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	2 人	2 人
重度障害者等 包括支援	0 時間/月	0 時間/月	0 時間/月	0 時間/月	0 時間/月	0 時間/月	0 時間/月
	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(2) 日中活動系サービス見込量

生活介護

常に介護を必要とする人に、おもに日中に障害者支援施設などで、入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会の提供などを行います。

自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型）

自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のための訓練を、一定期間の支援計画に基づき行います。

就労移行支援

就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などを、一定期間の支援計画に基づき行います。

就労継続支援（A型：雇用型 B型：非雇用型）

一般企業などで雇用されることが困難な人に、働く場の提供や、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。

就労定着支援

就労移行等の利用を経て、一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に、一定の期間で就労の継続を図るために必要な事業主、

障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整等を行います。

療養介護

病院などの施設で、おもに日中に機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助などを行います。

短期入所（福祉型・医療型）

自宅で介護を行う人が病気の場合などに、短期の入所による入浴、排せつ、食事その他の必要とする介護を行います。

（年間利用時間・実利用者数）

種類	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
生活介護	1,563 <small>人日分/月</small>	1,172 <small>人日分/月</small>	1,206 <small>人日分/月</small>	1,326 <small>人日分/月</small>	1,446 <small>人日分/月</small>	1,446 <small>人日分/月</small>	1,446 <small>人日分/月</small>
	76 人	79 人	76 人	79 人	81 人	81 人	81 人
自立訓練 （機能訓練）	0 <small>人日分/月</small>	16 <small>人日分/月</small>	0 <small>人日分/月</small>	0 <small>人日分/月</small>	16 <small>人日分/月</small>	16 <small>人日分/月</small>	16 <small>人日分/月</small>
	0 人	1 人	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人
自立訓練 （生活訓練）	25 <small>人日分/月</small>	23 <small>人日分/月</small>	84 <small>人日分/月</small>	84 <small>人日分/月</small>	96 <small>人日分/月</small>	96 <small>人日分/月</small>	96 <small>人日分/月</small>
	2 人	2 人	7 人	7 人	8 人	8 人	8 人
自立訓練 （宿泊型）	0 <small>人日分/月</small>	4 <small>人日分/月</small>	53 <small>人日分/月</small>	60 <small>人日分/月</small>	90 <small>人日分/月</small>	90 <small>人日分/月</small>	90 <small>人日分/月</small>
	0 人	1 人	2 人	2 人	3 人	3 人	3 人
就労移行支援	168 <small>人日分/月</small>	79 <small>人日分/月</small>	69 <small>人日分/月</small>	80 <small>人日分/月</small>	168 <small>人日分/月</small>	168 <small>人日分/月</small>	168 <small>人日分/月</small>
	6 人	4 人	4 人	4 人	6 人	6 人	6 人
就労継続支援 （A型）	643 <small>人日分/月</small>	759 <small>人日分/月</small>	840 <small>人日分/月</small>	921 <small>人日分/月</small>	1,002 <small>人日分/月</small>	1,002 <small>人日分/月</small>	1,002 <small>人日分/月</small>
	36 人	38 人	42 人	46 人	50 人	50 人	50 人
就労継続支援 （B型）	1,081 <small>人日分/月</small>	1,175 <small>人日分/月</small>	1,387 <small>人日分/月</small>	1,499 <small>人日分/月</small>	1,661 <small>人日分/月</small>	1,661 <small>人日分/月</small>	1,661 <small>人日分/月</small>
	67 人	65 人	72 人	79 人	80 人	80 人	80 人
就労定着支援	/	/	/	/	5 人	5 人	5 人
療養介護	7 人	7 人	6 人	8 人	8 人	8 人	8 人
短期入所 （福祉型）	45 <small>人日分/月</small>	90 <small>人日分/月</small>	63 <small>人日分/月</small>	80 <small>人日分/月</small>	90 <small>人日分/月</small>	90 <small>人日分/月</small>	90 <small>人日分/月</small>
	29 人	29 人	29 人	29 人	30 人	30 人	30 人
短期入所 （医療型）	0 <small>人日分/月</small>	0 <small>人日分/月</small>	0 <small>人日分/月</small>	0 <small>人日分/月</small>	0 <small>人日分/月</small>	0 <small>人日分/月</small>	0 <small>人日分/月</small>
	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

（3）居住系サービス見込量

自立生活援助

施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する人に対し、居宅における自立した生活を営む上での様々な問題について、一定の期間、定期的な巡回訪問や随時通報を受けての相談や必要な情報の提供、助言等を行います。

共同生活援助

日中に就労または就労支援などのサービスを利用している、知的障害又は精神に障害のある人に対し、地域の共同生活の場において、入浴や排せつ、食事の介護などを行うとともに、相談や日常生活上の援助を行います。

施設入所支援

日中に就労または就労支援などのサービスを利用している、知的障害又は精神に障害のある人に対し、地域の共同生活の場において、入浴や排せつ、食事の介護などを行うとともに、相談や日常生活上の援助を行います。

(延べ利用者数)

種類	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立生活援助	人	人	人	人	1 人	1 人	1 人
共同生活援助	432 人	432 人	457 人	456 人	460 人	460 人	460 人
施設入所支援	552 人	502 人	483 人	486 人	485 人	485 人	485 人

(4) 相談支援事業見込量

計画相談支援

障害福祉のサービスを利用している人が、必要なサービス等を適切に活用し、地域で自立した生活を送れるように、個人のサービス等利用計画を作成し、定期的なモニタリングを通して支援します。

地域移行支援

障害者支援施設や精神科病院に長期入院している人などが、退所や退院をして地域における生活に移行することに対し、住居の確保、その他の必要な相談や支援を、計画的・重点的に行います。

地域定着支援

地域移行支援を受けて地域で生活を始めた人、居宅において単身等で生活する障害のある人に対し、常時の連絡体制の確保、緊急事態等の際の相談やその他必要な支援を行います。

(実利用者数)

種類	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援(実数)	226 人	250 人	260 人	279 人	289 人	299 人	309 人
計画相談支援(延べ数)	654 人	690 人	726 人	800 人	810 人	820 人	830 人
地域移行支援	0 人	1 人	0 人	0 人	1 人	2 人	3 人
地域定着支援	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人

(5) 見込量の確保のための具体的方策

地域に向けての障害者の理解、及び障害福祉等の普及・啓発

障害者が地域で安心して暮らせる社会を実現するために「障害者総合支援法」に基づき、身体、知的、精神、難病という障害の種類に関係なく、共通の仕組みによって共通のサービスが利用できるようになりました。障害福祉の制度や障害者特性の理解について、住民への普及・啓発を図り、地域で生活していく上で、必要なサービスを必要に応じて利用できるように、情報提供等に努め、多職種連携により円滑な利用を図ります。

障害福祉サービス事業者や関係機関との連携等による支援体制の強化

障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、障害福祉サービス事業者、相談支援事業者や関係機関等と十分な情報交換・連携を図ることで支援体制を強化し、障害のある人やその家族の状況や意向などに応じて、サービスの利用が円滑に、また適切に利用できるように努めます。

相談支援(一般相談支援・計画相談支援等)の充実と質の確保

サービス等利用計画作成対象者の大幅な拡大、モニタリングの実施などサービス支給決定プロセスの見直し、長期入院等から地域生活に移行するための支援、常時の連絡体制や緊急訪問対応等をする地域相談支援が創設されたことから、相談支援の役割はますます重要になります。サービス等利用計画を作成する特定相談支援事業者、地域移行・定着支援を行う一般相談支援事業者の量的拡大を図ることで、障害のある人の自立した生活を支え、抱えている個々の課題の解決を支援できるように相談支援体制の充実に努めます。また、必要に応じたきめ細かなサービス利用の支援ができるように、相談支援

専門員のさらなる質の向上を図ります。

就労支援の充実

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、障害のある方の社会参加への促進や、就労への支援が必要です。

求人や求職等の情報を関係機関と共有し、障害のある人に適切に情報提供できるように努めるとともに、特別支援学校等の教育関係者、障害者職業センター、ハローワーク等と連携し、雇用側である企業に対する普及啓発活動と障害者雇用の理解を求めながら就労を支援します。

また、就労系の障害福祉サービス(就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援 B 型、就労継続支援 A 型)の利用において、能力や技術習得等の状況を適切に評価することで、その人に応じた次の段階へのステップアップについても、事業所と連携して行います。

広域的な支援

障害のある人の地域生活支援については、あわら市、坂井市の関係機関で組織する坂井地区総合支援協議会を通して広域的な連携を図っています。

また、多様化するニーズに対応するため、坂井地区圏域だけではなく、県内の他自治体及び関係機関と連携して支援体制の強化を図ります。

4 地域生活支援事業の見込量とその確保のための方策

障害のある人が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、以下の事業を実施します。平成28(2016)年度までのサービス実績、ニーズ等を勘案し、サービス量を見込んでいます。

(1) 地域生活支援事業見込量

相談支援事業

障害のある人からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他障害者等の権利擁護のための必要な援助を、専門機関に委託して実施します。

意思疎通支援事業

聴覚、言語、音声、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人と、その他の人との意思疎通を仲介するため、手話通訳や、要約筆記、点訳等を行う者等を派遣します。

日常生活用具給付等事業

社会参加や自立を促進するために、在宅の重度障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与し、日常生活の便宜を図ります。

移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を図ります。

地域活動支援センター事業

障害のある人に、通所による創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、障害者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とし、専門機関に委託して実施します。

日中一時支援

障害のある人を一時的に預かることにより、障害者等の日中活動の場を確保し、家族の就労支援をするとともに、日常介護している家族の一時的な負担軽減と休息を図ることを目的として行います。

(指定以外は年間利用時間・実利用者数)

種類	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害者相談支援	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
意思疎通支援	14 件	18 件	24 件	25 件	26 件	27 件	28 件
手話通訳者設置事業	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人	1 人

日常生活用具給付等事業

種類	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護訓練支援用具	0 件	4 件	4 件	4 件	5 件	5 件	5 件
自立生活支援用具	0 件	4 件	4 件	4 件	5 件	5 件	5 件
在宅療養等支援用具	5 件	10 件	8 件	10 件	10 件	10 件	10 件
情報・意思疎通支援用具	18 件	4 件	3 件	4 件	4 件	4 件	4 件
排せつ管理支援用具	515 件	559 件	531 件	550 件	550 件	550 件	550 件
居室生活動作補助用具(住宅改修費)	1 件	1 件	0 件	2 件	2 件	2 件	2 件

種類	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話奉仕員養成研修事後湯	0 人	17 人	15 人	24 人	24 人	24 人	24 人
移動支援事業 上段:実利用見込み者数 下段:延利用見込み時間数	33 人	39 人	39 人	40 人	42 人	42 人	42 人
	1,322 時間	1,007 時間	1,204 時間	1,300 時間	1,400 時間	1,400 時間	1,400 時間
地域活動支援センター 上段:自市町内のセンター利用 下段:他市町内のセンター利用	23 人	29 人	34 人	35 人	37 人	40 人	40 人
	8 人	11 人	11 人	11 人	11 人	11 人	11 人
日中一時支援事業	372 日	301 日	389 日	390 日	400 日	400 日	400 日
	33 人	27 人	28 人	30 人	30 人	30 人	30 人

(2) 見込量の確保のための具体的方策

相談支援事業

相談支援事業については、障害種別にかかわらず誰もが相談に応じられるよう、専門職員の配置を図るなど総合的な相談支援体制の確立を図ってきましたが、今後も、相談支援体制の一層の充実を図ります。

また、地域における相談支援事業を適切に実施していくため、坂井地区を1つの圏域として設置した坂井地区総合支援協議会を活用し、相談支援事業の運営や困難事例の対応のあり方についての検討・協議を行うとともに、地域の関係機関によるネットワーク化を推進します。関係機関・団体、障害のある人とその家族が共通目標を持ち連携を強化して、相談支援事業の円滑かつ適正な運営を図ります。

意思疎通支援事業

障害のある人が地域で安心して暮らしていくために必要な事業であることから、事業内容の広報・啓発に努めるとともに、手話通訳者や要約筆記者等の派遣を積極的に実施することにより、意思疎通の円滑化を支援し、サービスの提供の確保及び拡充を行います。

日常生活用具給付等事業、移動支援事業、日中一時支援事業

障害のある人が地域で安心して暮らしていくために必要な事業であることから、事業内容の広報・啓発に努めるとともに、地域での自立に向けた日常生活を支援できるよう、相談支援や関係機関等を通じて事業の推進を図ります。

地域活動支援センター事業

地域活動支援センター 型を1事業実施していますが、利用者数が増加傾向であり、今後適正なサービスが提供できるよう、地域活動支援センターの機能を充実強化し体制整備を進めます。

その他事業

事業内容の広報・啓発に努めるとともに、障害のある人のニーズに対応し、自立した日常生活や社会生活を営むことが出来るよう事業を推進します。

成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害又は精神に障害のある人に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を行います。

障害者虐待防止対策支援

障害者虐待の未然防止や早期発見、その後の支援等を円滑に行えるように協力体制の整備・充実を図ります。

5 障害児支援の見込量とその確保のための方策

障害児を対象とした障害児通所支援と障害児相談支援は平成 24 年 4 月より児童福祉法に根拠規定が一本化されました。障害児支援の利用実態、ニーズを把握し、現在の利用実績、障害児及びその家族の支援の利用に関する意向等を勘案し見込んでいます。

(1) 障害児支援見込量

児童発達支援

未就学の障害児の日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

放課後等デイサービス

就学中の障害児が、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等に通って、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障害児、または今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活への適応のための専門的な支援を必要とする場合に、施設を訪問し施設スタッフと連携をもちながら、障害児本人や施設スタッフに対し支援を行います。

居宅訪問型児童発達支援

外出するのが困難な障害児に対して、障害児の居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導などの支援を行います。

医療型児童発達支援

未就学の肢体不自由児の日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練に加えて、医療ケアを行います。

障害児相談支援

サービス利用者の支援方針や解決すべき課題を踏まえ、適切なサービス等の利用につ

いて作成し、定期的なモニタリングを行います。作成した計画に基づき、関係機関で連携しニーズに応じた支援を行います。

(年間利用時間・実利用者数)

種類	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	62 人日/月	66 人日/月	53 人日/月	72 人日/月	72 人日/月	72 人日/月	72 人日/月
	98 人	101 人	104 人	105 人	105 人	105 人	105 人
医療型児童発達支援	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月
	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
放課後等デイサービス	131 人日/月	125 人日/月	126 人日/月	130 人日/月	130 人日/月	140 人日/月	150 人日/月
	129 人	137 人	159 人	156 人	156 人	158 人	160 人
保育所等訪問支援	0 人日/月	1 人日/月	2 人日/月	2 人日/月	3 人日/月	3 人日/月	3 人日/月
	0 人	11 人	25 人	25 人	26 人	26 人	26 人
居宅訪問型児童発達支援	/	/	/	/	2 人日/月	2 人日/月	2 人日/月
	人	人	人	人	1 人	1 人	1 人
障害児相談支援	23 人	28 人	28 人	31 人	34 人	37 人	40 人

(2) 見込量の確保のための具体的方策

障害福祉サービス等の普及・啓発

障害児を対象とした施設・事業は、改正法施行に伴い児童福祉法に根拠規定が一本化され、再編、移行されました。

そのため、障害福祉制度や障害特性の理解について住民への普及、啓発を図り、障害児が身近な地域で適切な支援が受けられるようにするとともに、併せて、年齢や障害特性に応じた専門的な支援の提供を行います。

障害福祉サービス事業者や関係機関との連携の強化

障害福祉サービス事業者、相談支援事業者、保育所等や特別支援学校等の教育関係者との緊密な連携を図り、障害児やその家族の状況、意向に応じて、サービスが適切に利用できるような連携の強化に努めます。

また、気がかりな子がスムーズに早期治療・療育を受けられるように、保健、医療、福祉、教育等の関係機関の連携体制の確立を図るとともに諸機関の間で中断されることなく連続したフォローアップ体制を整え、発達段階に応じた対応を円滑に行います。

広域的な支援

障害児の地域生活支援について、あわら市、坂井市の関係機関で組織される坂井地区総合支援協議会を通じて、広域的な連携を図っています。また、多様化するニーズに対応するため、坂井地区圏域のみならず、県内他自治体及び関係機関と連携し、支援体制を強化します。

第4節 計画の推進のために

1 計画推進体制の整備と、実績の分析及び評価

この計画を推進するため、市の福祉・保健・教育が一体となった支援体制を整備するとともに、県や医療機関、教育機関、公共職業安定所との連携を図っていきます。

また、この計画の成果目標及び活動指標については、少なくとも年に1回はその実績を把握し、障害者施策及び関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として分析及び評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講ずるなどして以降の計画推進に生かします。

あわらし市障害福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定するあわらし市障害福祉計画を策定するため、あわらし市障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を処理する。

あわらし市障害福祉計画の策定に関すること。

その他計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

学識経験者

福祉関係機関又は福祉関係団体に所属する者

前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するため、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

あわらし市障害福祉計画策定委員会委員

平成29年9月1日～平成32年3月31日

	区 分	氏 名	摘 要
1	学識経験者	岩井 秀夫	福井県立嶺北特別支援学校
2	学識経験者	大西 良之	坂井健康福祉センター
3	福祉団体代表	納村 亮	市心身障害児(者)育成会
4	福祉団体代表	炭谷 一男	市身体障害児福祉協会 市身体障害者相談員
5	福祉サービス事業所	北浦 博憲	市社会福祉協議会 ひばりヶ丘指定特定相談支援事業所
6	福祉サービス事業所	松崎 誠	障害福祉サービス事業所 あすなる
7	福祉サービス事業所	田原 薫	障害者支援施設 金津サンホーム
8	福祉サービス事業所	林 博文	就労継続支援 ピアファーム
9	福祉サービス事業所	榊井 宏之	相談支援事業所すまいる
10	福祉・保健行政	大代 典子	子育て支援課
	事務局	笹井 和弥	健康福祉部長
	事務局	島田 俊哉	福祉課長
	事務局	村中 直子	福祉課長補佐
	事務局	大久保 美穂	福祉課主任
	事務局	堀川 香奈恵	福祉課主事

計画策定の経過

時 期	会 議 等	内 容
平成29年10月13日	第 1 回 策定委員会	委員委嘱状交付 第 5 期障害福祉計画の概要について 障害のある人を取り巻く現状 障害福祉サービス等の給付実績について 第 5 期障害福祉計画における数値目標について
平成29年12月21日	第 2 回 策定委員会	成果目標及び活動指標等について 1 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標 2 障害福祉サービスの見込量とその確保のための方策 3 地域生活支援事業の見込量とその確保のための方策 4 障害児支援の見込量とその確保のための方策
平成30年1月22日	第 3 回 策定委員会	計画の策定について